

構造的な賃上げによる経済好循環の実現に向けて

経済界の取組報告と各県の皆様へのお願い

1. 経済界の取組報告 ～経済団体が協力して取引適正化を推進～

2024.2月 九州の経済四団体が共同宣言

【趣旨】

- 成長と分配の好循環を九州全域の幅広い業種において実現するためには、DXによる生産性向上や省力化など自己変革に挑戦し、サプライチェーン全体で付加価値向上を図るとともに、全従業員数の約8割を雇用する中小企業での賃上げが不可欠である。中小企業が深刻な人手不足や円安等に伴うコスト増などに打ち克てるよう、適正価格の取引の実現により、賃上げの原資を持続的に確保できるかが鍵となる。
- しかし、政府の調査では、価格転嫁は十分に進んでいないのが実情である。特に、大多数の中小企業は、エネルギー価格や労務費の価格転嫁が進んでおらず大変厳しい状況に置かれている。これを受け、公正取引委員会等は、昨年11月、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（12の行動指針）」を公表し、取引適正化への環境整備を進めている。
- このような状況において、一段の取引適正化への取組みを推進すべく、九州経済四団体は、「12の行動指針」の遵守の徹底と本年1月17日付けで日本経済団体連合会、日本商工会議所及び経済同友会連名で出された「構造的な賃上げによる経済好循環の実現に向けて」の共同要請について、結束して取り組んでいく。

【 取組項目 】

- ① 「**労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針**」の**遵守徹底**
(2023.11月内閣官房、公正取引委員会)
- ② 「**パートナーシップ構築宣言**」の趣旨の徹底と、同宣言参画を会員企業等へ広く呼びかけること
- ③ **適正価格での最終消費者への提供について社会全体の理解のより一層の促進**
など、九州地域の各県と協働しながら取り組む



▶▶ 2024.3月 九州経済懇談会 (経団連との意見交換会)

経団連など経済三団体による要請「構造的な賃上げによる経済好循環の実現に向けた要請(2024.1月)」に呼応し、左記を宣言したことを報告。オールジャパンでの機運醸成を図った。

2. 各県の皆様へのお願い ～経済界・企業の取組へ後押しを～

◆ 賃上げモメンタムの維持・強化

構造的な賃上げの実現に向け、サプライチェーン全体での労務費を含めた適切な価格転嫁が実効性をもって行われるよう、各県の政労使で引き続き努力していくことが非常に重要。

◆ 一段の取引適正化への具体的な取組 ～価格転嫁を社会的規範へ～

- ① 公共調達・公共工事における受注企業と、その下請け・孫請け企業間の取引適正化の徹底
- ② パートナーシップ構築宣言の推進と、中小企業の価格交渉力向上に対する支援
- ③ BtoC取引を含め、生産コストに見合う適正価格で売買することへの理解促進と意識醸成